

「まじめえひめ賞」実施要領

(目的)

第1条 この要領は、愛媛県内（以下「県内」という。）において、様々な分野で地域のために地道に活動している個人やグループ（以下「個人等」という。）を広く顕彰し、その具体的な取組内容を全国に発信することで、統一コンセプト「まじめ」によるブランディング施策の理解促進と県内外での認知拡大につなげることを目的とする。

(対象)

第2条 「まじめえひめ賞」は、県内において、地域のために地道に活動している個人等を対象とする。

(分野)

第3条 「まじめえひめ賞」は、統一コンセプト「まじめ」をPRする「まじめえひめプロジェクト」のプロモーションの一環として実施することとし、対象分野については、プロモーションのテーマごとに別途決定する。

(候補者)

第4条 候補者の募集は、自薦及び他薦とする。

- 2 前項のほか、対象分野に関係する各種団体等を通じて、候補者の推薦を受けることができる。
- 3 前2項の推薦にあたっては、推薦者は、推薦書（別紙様式）及び活動状況を示す添付書類を愛媛県に提出する。

(選考委員会)

第5条 公平、公正に受賞者を決定するため、選考委員会を設置する。

- (1) 委員長は、戦略的ブランディングプロデューサーとする。
- (2) 委員は、プロモーション戦略室長及び第3条の対象分野に関係する課長とする。
- 2 委員長は、必要に応じて、第3条の対象分野に関係する有識者を委員として任命することができる。

(審査)

第6条 受賞者は、候補者の中から、前条に規定する選考委員会での審査により決定する。

- 2 前項の審査は、候補者の活動が多くの人々の共感を得ることができるかどうかの観点で、活動内容や背景等のストーリー性を審査する方法で実施する。

(その他)

第7条 この要領による事務は、企画振興部政策企画局総合政策課プロモーション戦略室において処理する。

附 則

この要領は、令和2年2月14日から施行する。